

平成 30 年 9 月 28 日

お客さま各位

株式会社 紀陽銀行

「外国為替取引に関する基本方針」の制定について

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之、以下、「当行」といいます）は、「グローバル外為行動規範」に基づき、当行がお客さまと外国為替取引を行う際の当行の立場や取引の取扱いについて定めた「外国為替取引に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます）を制定し、公表いたします。

グローバル外為行動規範とは、外国為替市場における適切な慣行に関する一連のグローバルな原則を示し、外国為替ホールセール市場の健全性と円滑な機能の促進に向けた共通のガイドラインを示すために、各国中央銀行と民間市場参加者が中心となって構成される国際決済銀行（B I S）における作業部会において策定されたものです。

当行は、外国為替取引に適用される法令や規則、規制を遵守したうえで、外国為替市場において適切に行動します。

基本方針の具体的な内容は、当行ホームページで公表しております[「外国為替取引に関する基本方針」](#)をご覧ください。

以上